



# 図解 新しい市場メカニズム

2017年3月

第6.0版



**IGES**  
公益財団法人  
地球環境戦略研究機関



# 図解・新しい市場メカニズムについて

本資料は、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)に提出された締約国からの提案をもとに、新しい市場メカニズムに関する締約国の見解を要約することを目的としています。

全ての提案についてその記述を完全に網羅している訳ではなく、また内容の解釈の詳細については国際交渉がまだ継続であるため、締約国の見解は今後変わる可能性があります。正確な内容・詳細についてはUNFCCCのウェブサイト<<http://unfccc.int/>>からそれぞれの原文を参照してください。下記URLより、締約国による提案、関連ワークショップ資料などにアクセスできます。

Newer submissions are available at “Submission Portal”  
<<http://www4.unfccc.int/submissions/SitePages/sessions.aspx>>

本資料は、締約国からのさらなる提案や今後の会合における決定内容を反映し、随時、更新予定です。内容については環境省の見解を表しているものではありません。编者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも責任を負いません。

また、市場メカニズム関連の他の資料は <<http://www.iges.or.jp/jp/climate/database.html>>よりダウンロード可能です。本資料中の間違い等やご意見については、<[mm-info@iges.or.jp](mailto:mm-info@iges.or.jp)>までご連絡下さい。

# 用語集

AGN	African Group of Negotiators	交渉官によるアフリカグループ
AILAC	Independent Association of Latin America and the Caribbean	ラテンアメリカおよびカリブ諸国による独立協会
AOSIS	Alliance of Small Island States	小島嶼国連合
AWG-LCA	Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention	国連気候変動枠組条約の下での長期協力行動のための特別作業部会
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CMA	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement	パリ協定締約国会議
COMIFAC	Central Africa Forest Commission	中央アフリカ森林委員会
COP	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	国連気候変動枠組条約締約国会議
CMA	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement	パリ協定締約国会合
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	CDM executive board	CDM理事会
EIG	Environmental Integrity Group	環境十全性グループ
ETS	Emission Trading Scheme	排出量取引
EU	European Union	欧州連合
FVA	Framework for Various Approaches	様々なアプローチのための枠組み
GHG	Greenhouse Gases	温室効果ガス
ITMOs	Internationally Transferred Mitigation Outcomes	国際的に移転される緩和成果
JI	Joint Implementation	共同実施
LDCs	Least Developed Countries	後発発展途上国

LMDC	Like Minded Developing Countries	同志途上国グループ
MRV	Measurement, Reporting and Verification	計測・報告・検証
NDC	Nationally Determined Contributions	国別目標
NMA	Non-market Approaches	非市場アプローチ
NMM	New Market-based Mechanisms	新市場ベースメカニズム
PA	Paris Agreement	パリ協定
REDD	Reducing Emissions from Deforestation and Degradation	森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減の取り組みの強化
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約

# 目次

## 1. 市場メカニズムに関するCOP決定事項

- 1-1. 関連決定 P. 6
- 1-2. 市場メカニズムに関するUNFCCCの議論の経緯 P. 11

## 2. 第6条2項協調アプローチ

- 2-1. アプローチに含まれるスコープ P. 12
- 2-2. 誰がアプローチに携わるか P. 13
- 2-3. ITMOsの定義 P. 13
- 2-4. 持続可能な開発の推進 P. 14
- 2-5. 環境十全性および透明性を確保するための要件と手続き P. 15
- 2-6. 厳格なアカウンティングおよび二重計上の防止 P. 16
- 2-7. 参加国がITMOsを使用するにあたってのガバナンスおよび承認 P. 17

## 3. 第6条4項メカニズム

- 3-1. メカニズムの一般的なデザイン P. 18
- 3-2. メカニズムの活動のスコープ P. 19
- 3-3. 規則、手順及び手続き P. 20
- 3-4. メカニズムのガバナンス P. 21
- 3-5. 総体的な緩和及び環境十全性 P. 22
- 3-6. 二重計上の防止 P. 23
- 3-7. 締約国による排出削減量の使用 P. 24
- 3-8. 持続可能な開発の推進 P. 25
- 3-9. プロジェクト参加の強化 P. 26

# 1.市場メカニズムに関するCOP決定事項

## 1-1. 関連決定

COP 13

バリ決定 [FCCC/CP/2007/6/Add.1]



国内・国際的な気候変動緩和行動の強化、とりわけ以下の事項を検討する：

(v) 先進国と途上国の異なる状況を考慮した上で、市場を活用する機会を含む緩和行動の費用対効果の向上及び促進を目的とした様々なアプローチ

COP 16

カンクン合意 [FCCC/CP/2010/7/Add.1]



80. 緩和行動の費用対効果の向上及び促進のために、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、以下の事項に考慮した複数の市場メカニズムの構築を検討することを決定する：

- (a) 全締約国による平等かつ公平な参加を促進することを通じた自主的な参加の確保
- (b) 途上国のNAMAに関するその他支援手段を補完すること
- (c) 経済の広範囲な分野に渡る緩和の促進
- (d) 環境十全性の確保
- (e) 全地球的なGHGの純削減・回避を担保
- (f) メカニズムの活用が先進国の国内緩和努力を補完するものであることを担保しつつ、先進国の緩和目標の部分的達成を支援
- (g) 良好なガバナンスと健全な市場の機能と規制の確保

84. 緩和行動の促進及び費用対効果の向上のために、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、非市場メカニズムの構築を検討する。

COP17  
ダーバン決定 [FCCC/CP/9/Add.1]



様々なアプローチ

79. 先進国と途上国の異なる状況を考慮した上で、市場活用機会などの手法を含む緩和行動の促進及び費用対効果の向上のための様々なアプローチは実質的、永続的、追加的で検証された緩和成果を実現し、ダブルカウントを回避し、GHGの純削減・回避を実現する標準を満たす必要があることを強調し、

80. 第18回締約国会議での決定に向け、AWG-LCAに その様なアプローチのための枠組みを検討する作業計画の実施を要請し、

81. 締約国及び認定UNFCCCオブザーバー機関に対し、2012年3月5日までに上記パラグラフ79と80で言及された事項に関する意見及び既存のアプローチやメカニズムのプラス・マイナスの経験や学んだ教訓についての提案提出を呼びかけ、

82. AWG-LCAに、第36回補助機関会合期間中のワークショップを含む複数回のワークショップを締約国・専門家・その他関係者と開催し、上記パラグラフ81で言及された提案内容を検討し、上記パラグラフ79と80で言及された事項について議論するよう要請する。

新市場ベースメカニズム

83. 決定1/CP.16のパラグラフ80を踏まえ、先進国と途上国の異なる状況を考慮した上で、市場活用機会などの手法を含む緩和行動の促進及び費用対効果の向上のために、COPのガイダンスと管理の下で実施され、かつ、別途策定される条件に従い、条約下での先進国の緩和目標や数値目標の一部達成に活用できる新市場メカニズムを定義し、

84. COP第18回締約国会議での決定に向け、AWG-LCAに上記パラグラフ83で言及された新市場メカニズムの実施細則を検討する作業計画の実施を要請し、

85. 締約国及び認定UNFCCCオブザーバー機関に対し、2012年3月5日までに上記パラグラフ83と84で言及された事項に関する意見及び既存のアプローチやメカニズムのプラス・マイナスの経験や学んだ教訓についての提案提出を呼びかけ、

86. AWG-LCAに、第36回補助機関会合期間中のワークショップを含む複数回のワークショップを締約国・専門家・その他関係者と開催し、上記パラグラフ85で言及された提案内容を検討し、上記パラグラフ80と84で言及された事項について議論するよう要請する。

### 様々なアプローチ

44. 科学的、技術的な助言に関する補助機関(SBSTA)に、条約下における長期協力行動のための特別作業部会(AWG-LCA)の本件に関する作業、関連するワークショップ報告及び技術ペーパー、既存のメカニズムの経験を参照し、COP19での決議案の作成に向けて、(様々なアプローチの)枠組みを具体化する作業計画の実施を要請する。

45. いかなる枠組みもCOPのガイダンスと権限の下で開発されるよう検討する。

46. パラグラフ44に述べた作業計画は、下記の要素を含むことを決定する。

- a. 枠組みの目的
- b. 枠組みに含まれるアプローチの範囲
- c. 決議2/CP.17のパラグラフ79に準じた、アプローチの環境十全性を担保するための基準と手続き一式
- d. 緩和成果の正確かつ一貫した記録及びトラッキングによる、ダブルカウント回避のための技術的詳細
- e. 枠組みのための制度設計

### 新市場ベースメカニズム

50. 科学的、技術的な助言に関する補助機関(SBSTA)に、条約下における長期協力活動アドホック作業グループ(AWG-LCA)の本件に関する作業、関連するワークショップ報告及び技術ペーパー、既存のメカニズムの経験を参照し、COP19での決議案の作成に向けて、決議2/CP.17 パラグラフ83に定められたメカニズムの細則を具体化する作業計画の実施を要請する。

51. 作業計画が、上記パラグラフ50に述べたメカニズムにおいて可能性のある要素を検討することを要請する。例えば以下のようなものである。

- a. COPのガイダンスと権限の下での運営
- b. メカニズムへの締約国の自主的な参加
- c. 実質的、永続的、追加的で検証された緩和成果を達成し、温室効果ガスの純削減及び回避の達成努力のダブルカウンティングを回避する標準
- d. 排出削減、排出吸収及び排出回避の正確な算定、報告、検証のための要求事項
- e. 経済の広範囲に渡る分野において緩和を促進する手段。範囲は参加加盟国により規定され、特定セクター及びプロジェクトを対象とし得る
- f. 保守的な手法の適用も含め、野心的なレファレンスレベル(クレジット閾値もしくは取引量取引枠)を確立、承認、及び定期的に補正するための基準、及びクレジット閾値もしくは排出量取引枠を下回る緩和に基づいた定期的な(排出)単位の発行
- g. 正確かつ一貫した、排出単位の記録及びトラッキング
- h. 補足性
- i. 取引の一部を、事務的な費用と気候変動に脆弱な国への適応支援にかかる費用への充当
- j. 持続可能な開発の推進
- k. 民間、公的機関の効果的な参加の環境整備
- l. 迅速なメカニズム開始の環境整備



## パリ協定 第6条

[FCCC/CP/2015/L.9/Annex]



### 協調アプローチ

1. 締約国は、一部の締約国が自国の緩和及び適応行動の野心向上、及び持続可能な開発及び環境十全性を促進するため、自国の国別目標の実施に際して、自主的な協力を選択していることを認識する。
2. 締約国は、国際的に移転される緩和成果の国別目標への利用に関わる協力的アプローチに自主的に参加する際、持続可能な開発を促進し、環境十全性及び透明性を確保することとし、特にパリ協定締約国会議が採択する指針に合致する形で二重計算の回避を確保し、確固とした計算手法を適用するものとする。
3. 国際的に移転される緩和成果を本協定の国別目標の達成のため利用することは、自主的なものとし、参加締約国により承認されるものとする。

### 緩和と持続可能な開発メカニズム

4. 本項において、パリ協定締約国会議の権限と指針の下、締約国による自主的な利用の目的で、温室効果ガス排出量の緩和に貢献し、持続可能な開発を支援するメカニズムを設立するものとする。本メカニズムは、パリ協定締約国会議が承認する組織の監督を受けるものとし、以下を目指すものとする：
  - (a) 温室効果ガス排出量の緩和を促進する同時に、持続可能な開発を推進する。
  - (b) 締約国が承認する公共及び民間の団体による、温室効果ガス排出量の緩和への参加に向け、奨励し、参加を推進する；
  - (c) ホスト国の排出削減に貢献する、当該締約国は排出削減量を生じる緩和活動から利益を受けることになるであろうし、この排出削減量は、他の締約国の国別目標の達成にも利用可能である；
  - (d) 全球排出量の総合的な緩和を実現する。
5. 本条4項規定のメカニズムから生じる排出削減量は、別の締約国による国別目標の達成目的で用いられた場合、主催締約国(ホスト国)の国別目標の達成に用いないものとする。
6. パリ協定締約国会議は、本条4項に規定するメカニズムの活動からの収益の一部を、事務管理費に充当すると共に、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上国の適応資金の調達に用いるよう、確保するものとする。
7. パリ協定締約国会議の役割を果たす締約国会議は、その第1回会議において、本条4項に規定するメカニズムの規則、手順を採択するものとする。

### 持続可能な開発のための非市場アプローチの枠組み

8. 締約国は、持続可能な開発及び貧困撲滅の観点から、協調的及び効果的な形で、各締約国の国別目標の実施を支援する目的で、総合的、全体的、調和的な非市場アプローチを利用可能にする重要性を認識する、これらの手法には、適切に、特に緩和、適応、資金、技術移転、能力開発を含める。これらの手法は次を目指すものとする：
  - (a) 緩和及び適応の野心を引き上げる；
  - (b) 国別目標の実施における公共部門及び民間部門の参加を強化する；
  - (c) 政策措置や関連する制度間の連携を可能にする。
9. 本項において、持続可能な開発のための非市場アプローチの枠組を、本条8項に規定する非市場アプローチを推進するためのものと定義する。

# COP21 パリ決定 [FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1]



## 協調アプローチ

37. SBSTAに対し、第1回パリ協定締約国会議(CMA)による採択に向けて、国別目標でカバーされる人為的排出量及び吸収量に対する締約国の調整に基づき、ダブルカウンティングの回避を確保するためのガイダンスを含め、パリ協定第6条2項におけるガイダンスの開発と提言を要請する。

## 緩和と持続可能な開発メカニズム

38. CMAに対し、下記の(a)~(f)に基づき、パリ協定第6条4項によって設置されたメカニズムのルール、実施手続きを採択することを提言する。
- (a) 各締約国によって認定された自主的な参加
  - (b) 気候変動の緩和に関連し、実質的で、測定可能で、長期的なベネフィット
  - (c) 活動の特定範囲
  - (d) 何もしなかった場合に対し、追加的である排出削減量
  - (e) 指定運営組織による緩和活動の結果に対する排出削減量の検証と認証
  - (f) 条約及び関連する法的文書で決定された既存のメカニズムとアプローチから得られた経験と教訓
39. SBSTAに対し、第1回パリ協定締約国会議(CMA)による検討及び採択に向けて、パラ38において示されているメカニズムのルール、実施手続きの開発及び提言を要請する。

## 持続可能な開発のための非市場アプローチの枠組み

40. SBSTAに対し、特に緩和、適応、資金、技術移転、キャパシティビルディング間でのリンケージの向上とシナジーの創生の方法及び非市場アプローチの実施と調整方法を検討することを目的に、パリ協定第6条8項の持続可能な開発のための非市場アプローチにおけるワークプログラムの実施を要請する。
41. 更に、SBSTAに対し、第1回パリ協定締約国会議(CMA)による検討及び採択に向けて、締約国の見解を考慮に入れつつ、パラ40で示されているワークプログラムの決定案を提案するよう要請する。

# 1-2. 市場メカニズムに関するUNFCCCの議論の経緯

- 2007年12月 COP13 (パリ)  
- 市場メカニズムを含む様々なアプローチの検討
- 2010年12月 COP16(カンクン)  
- 複数の市場メカニズムの構築の検討  
- サブミッションの要請
- 2011年12月 COP17(ダーバン)  
- 様々なアプローチの枠組みの検討、及び新市場ベースメカニズムの定義  
- サブミッションの要請
- 2012年5月 AWG-LCA(ボン)  
- 枠組み及び新市場ベースメカニズムに関するワークショップ
- 2012年9月 AWG-LCA(バンコク)  
- 枠組み及び新市場ベースメカニズムに関するワークショップ
- 2012年11月 COP18(ドーハ)  
- 様々なアプローチの枠組みと、新市場ベースメカニズムの細則の具体化の要請  
- サブミッションの要請
- 2013年6月 SBSTA38(ボン)  
- 論点の整理、サブミッションの要請
- 2013年11月 COP19(ワルシャワ)
- 2014年6月 SBSTA40(ボン)  
- 論点の整理、サブミッションの要請
- 2014年12月 COP20(リマ)
- 2015年12月 COP21(パリ)  
- パリ協定における決定 (第6条)
- 2016年5月 SBSTA44(ボン)  
- サブミッションの要請
- 2016年11月 COP22(マラケシュ)

**市場メカニズムについての意見**  
オーストラリア、バングラデシュ、ボリビア、中国、コロンビア、エクアドル、グレナダ、ハンガリー、EU、日本、ニュージーランド、ノルウェー、パプア・ニューギニア、ペルー、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スイス、トルコ、ベネズエラ

AWGLCA/  
2011/MISC.2

**様々なアプローチの枠組みに関する意見**  
AOSIS、オーストラリア、ボリビア、中国、熱帯雨林諸国連合及び有志途上国、エクアドル、EU、日本、LDCs、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、米国

AWGLCA/  
2012/MISC.4

**新市場ベースメカニズムに関する意見**  
AOSIS、オーストラリア、ボリビア、中国、熱帯雨林諸国連合及び有志途上国、コスタリカ・ドミニカ共和国・メキシコ・パナマ・ペルー、エクアドル、EU、日本、LDCs、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェー、サウジアラビア、スリランカ、スイス、トルコ、米国

AWGLCA/  
2012/MISC.6

**様々なアプローチの枠組みに関する意見**  
AOSIS、ボリビア、熱帯雨林諸国連合及び有志途上国、COMIFAC、EU、インドネシア、日本、ノルウェー、サウジアラビア、南アフリカ、米国

SBSTA/2013  
(FVA)

**新市場ベースメカニズムに関する意見**  
熱帯雨林諸国連合及び有志途上国、ボリビア、EU、インドネシア、ノルウェー、サウジアラビア、南アフリカ、モロッコ、チュニジア

SBSTA/2013  
(NMM)

**様々なアプローチの枠組みに関する意見**  
ボリビア、エクアドル、ニュージーランド、日本、南アフリカ、EIG、熱帯雨林諸国連合、インドネシア

**新市場ベースメカニズムに関する意見**  
ニュージーランド、南アフリカ、EIG、熱帯雨林諸国連合、インドネシア、AOSIS、ネパール

TP/2014/9  
(FVA)

**様々なアプローチの枠組みに関する意見**  
EIG、日本、EU、サウジアラビア、カナダ、ボリビア、ニュージーランド

**新市場ベースメカニズムに関する意見**  
EIG、EU、ボリビア

TP/2014/11  
(NMM)

**様々なアプローチ及び新市場ベースメカニズムに関する意見**  
EIG

**パリ協定第6条2項に言及された協調アプローチのガイダンスに関する意見**  
**パリ協定第6条4項の下設立されたメカニズムに関するルール、細則、手続きに関する意見**

## 2. 第6条2項協調アプローチ

### 2-1. アプローチに含まれるスコープ

多くの国が、様々なタイプの市場ベースの活動を管理するための枠組みとして、協調アプローチをとらえている。幾つかの国は、協調アプローチの適応への副次的便益(コベネフィット)を要請している(例: 収益の部分的な配置(ブラジル、カリブ諸国共同体を代表してセントルシア、南アフリカ))。



- 国際的: 国際排出取引制度およびそれら制度間のリンク、京都議定書メカニズム
- 締約国主導: オフセットを目的とすることを含め、ITMOsの国際的移転を伴う国家、地域又は二国間スキーム
- 準国家レベル: 純国家レベルの炭素マーケット
- NMA: 気候ファイナンスおよびカーボンプライシングを含め、ユニットの交換を伴わない非市場アプローチ
- 更に、オーストラリアとニュージーランドは、第6条4項メカニズムを協調アプローチに含む。

## 2-2. 誰がアプローチに携わるか

NDCのタイプに関わらず、自主的に参加する全ての締約国

AGNを代表してマリ、日本、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ

数値化されたNDCを有する締約国のみ

カリブ諸国共同体を代表してセントルシア、ブラジル、エチオピア

二国間(準国家レベルを含む)および多国間設定におけるITMOsの取引

カナダ

締約国あるいは純国家ユニット

AILACを代表してコスタリカ

## 2-3. ITMOsの定義

NDCsに計上できるITMOsとは:

GHG排出量削減あるいは吸収源によるGHG吸収量を数値化したユニット(tCO<sub>2</sub>e)

AGNを代表してマリ、AILACを代表してコスタリカ

クレジットまたはユニットとして言及されるもの

エチオピア

取引される場合、現在の排出量と過去3年間のGHGインベントリーの平均の差に限定される

ブラジル

国家間で取引される様々なタイプの排出削減量(例: ETSから生じるユニット、CERおよび第6条4項に言及されるメカニズムから生じる排出削減量)

日本、ノルウェー

## 2-4. 持続可能な開発の推進

多くの国が、持続可能な開発の推進とは、国内の状況に依存した各国の特権であり、国際社会に対して説明可能であるという点に合意している。

### 権限、指標および報告

- 国際的に説明可能な各国の特権  
(AGNを代表してマリ、オーストラリア、エチオピア、インドネシア、日本、LMDCを代表してエクアドル、ニュージーランド、ノルウェー)

### 評価の要求事項

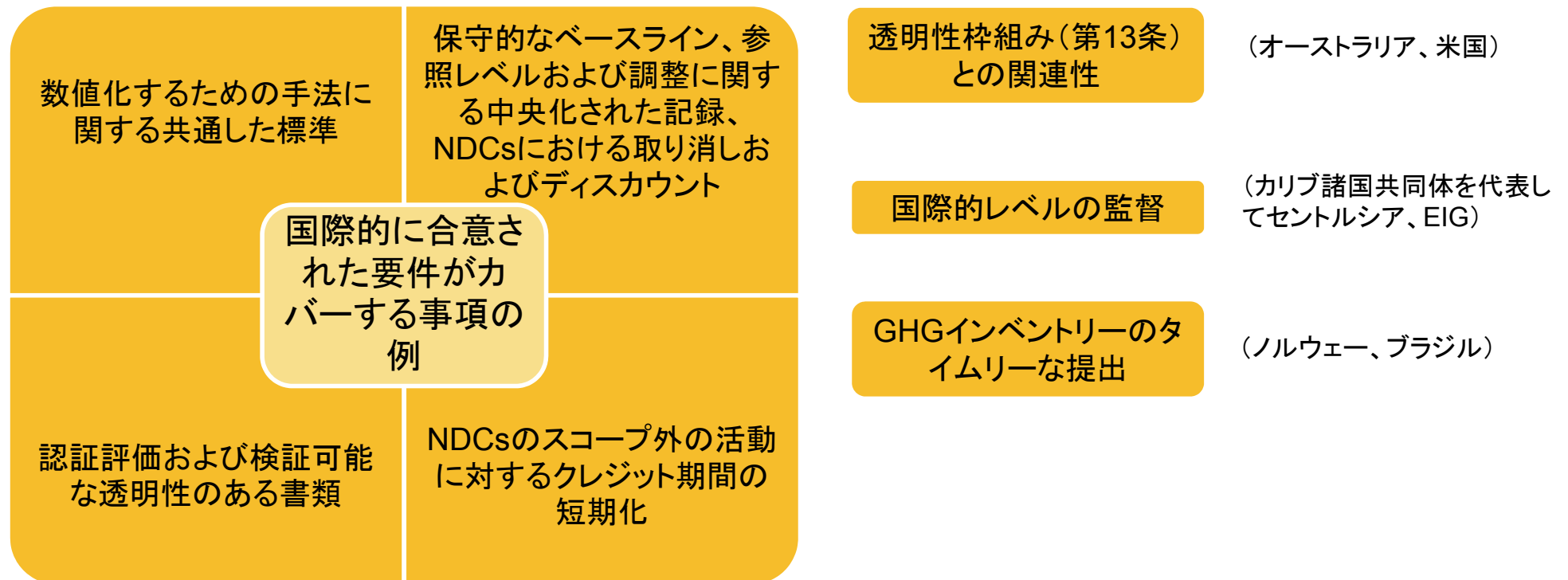
- 持続可能な開発目標(SDGs)および人権と整合性がある(EIG)
- CDMおよび(または)京都議定書メカニズム下のアプローチから教訓を得る(オーストラリア、ノルウェー、南アフリカ)

### 評価ツール

- 締約国を手助けする国際的なツールを歓迎する(AGNを代表してマリ)
- 持続可能な開発の個々の要素に対して、多様なNDCのタイプを特定する(カリブ諸国共同体を代表してセントルシア)
- 持続可能な開発を達成するため、異なるモデル、ツールおよびアプローチが認識されるべきである(LMDCを代表してエクアドル)

## 2-5.環境十全性および透明性を確保するための要件と手続き

多くの国が、GHG排出削減量を確実にするための国際的に合意された基礎的な原則には、「実質的、検証可能性、永続性、追加性があり、更に二重計上を防止する」という点を含むべきと考えている。



(EIG、インドネシア、カリブ諸国共同体を代表してセントルシア、シンガポール、EUおよびそのメンバー諸国を代表してスロバキアおよび欧州連合、南アフリカ、チュニジア)

幾つかの国は、環境十全性を確実にするための規則、標準およびガイドラインに関して、締約国によるボトムアップ・アプローチを支持している(カナダ、日本、ニュージーランド)

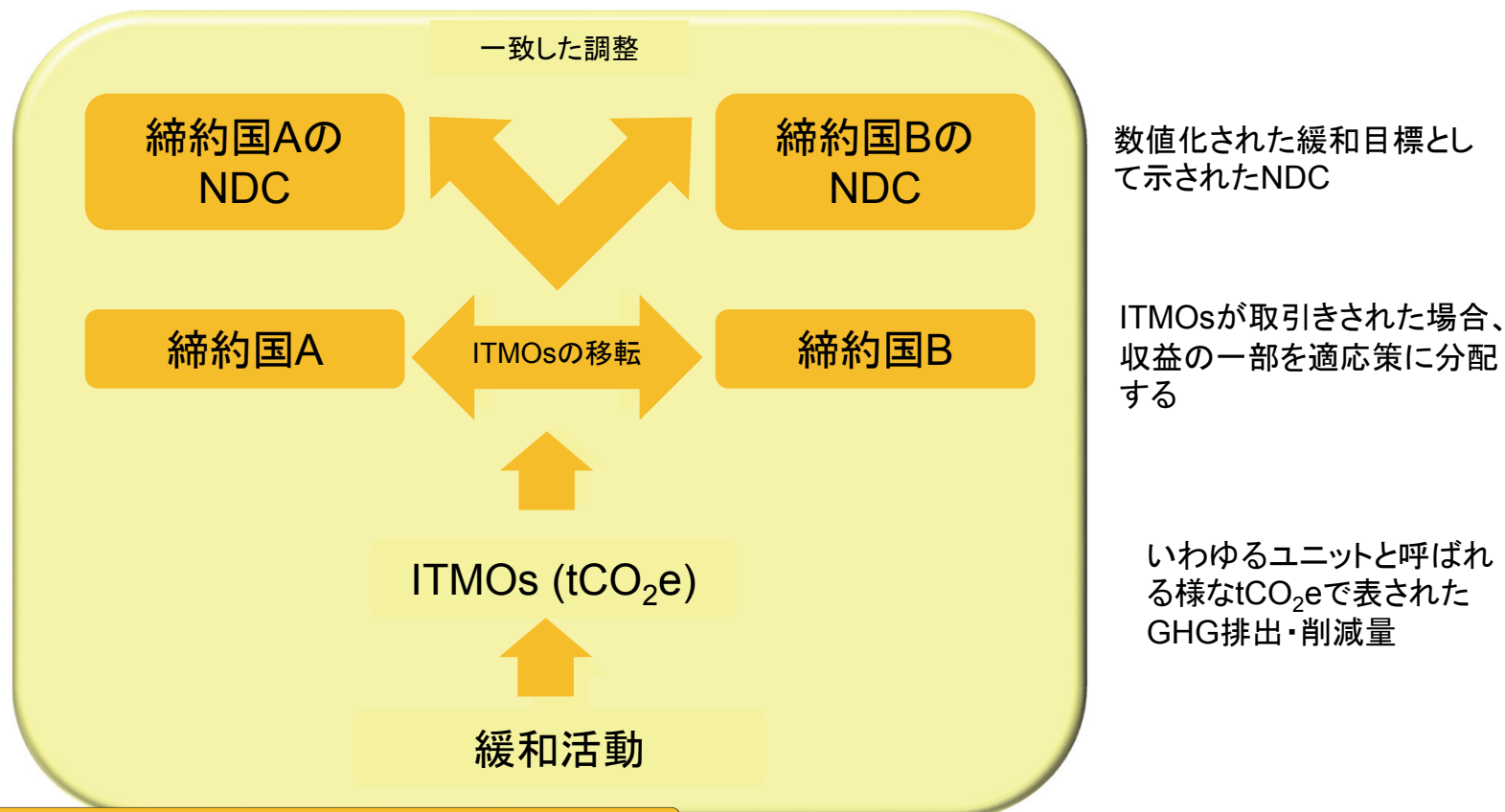
## 2-6. 厳格なアカウンティングおよび二重計上の防止

### 設立されるべきITMOsの追跡システム

- 国際的な追跡システム(例:登録簿)
- 各国のNDC報告書あるいは隔年報告書における報告
- 新たな報告テーブル様式
- 活動およびユニットに関する公的に入手可能な情報

### ‘一致した調整’に関するガイダンスの範囲:

- NDC達成に向けたtCO<sub>2</sub>eの追加および削除
- 排出削減量および資金の二重計上の防止
- 単年および複数年にわたる排出量削減目標の比較可能性
- 2020年以前に発行されたクレジットまたはユニットの取り扱い
- 締約国のNDC外の活動に伴うクレジットの取り扱い



### パリ協定における第6条2項および他の条項の関連性

- ガイダンスは、第13条(透明性枠組み)に対して追加的である
- ガイダンスは、第4条13項(NDCの計上)の一部である
- 第4条13項、第13条および第6条4項に関係している



## 2-7.参加国がITMOsを使用するにあたってのガバナンスおよび承認

### 国際的なレベルの権限

パリ協定には、締約国が様々なシステムからITMOsを供給あるいは使用しようとする場合、それを監督あるいは却下する任務はない。

(米国)

CMAあるいはCMAが指定する機関が指導する協調アプローチ委員会の様な、適切な機関が設立されるべきである。

(南アフリカ)

### 協力する締約国の権限

協調アプローチの特徴および与えられた権限を示した、関与する全ての締約国からの声明

(ニュージーランド)

成果がどのように、また誰によってNDC達成に向け主張されるのかを特定した、参加する締約国間の二国間合意が必要になるだろう。

(カナダ)

### 締約国の国家権限

移転されるユニットは、国家指定機関により承認されなければならない。

(インドネシア)

ある一定の期間に達成された締約国による貢献は、その締約国の登録簿上、同量の割当量およびユニットとして示されなければならない。

(ブラジル)

### 3. 第6条4項メカニズム

#### 3-1 メカニズムの一般的なデザイン

##### メカニズムを設計する上で考慮すべき事項

CDM/JIの経験からインスパイアされたデザイン

(交渉官によるアフリカグループを代表してマリ、チュニジア、AILACを代表してコスタリカ、COMIFACを代表してコンゴ、日本、ニュージーランド)

共通だが差異ある責任の原則

(南アフリカ)

市場原則

(インドネシア)

改良に結びつく思考  
(例: PoA)

(南アフリカ)

ステークホルダーへの意見の聞き取り(例: 準国家政府)

(カナダ)

最低炭素価格の  
確実な保証

(COMIFACを代表して  
コンゴ)

##### 京都議定書に基づく柔軟性メカニズムからパリ協定第6条4項への移行

###### 完全なる移行

CDMの様な既存メカニズムの第6条4項のメカニズムへの移行 (南アフリカ、オーストラリア)

###### 限定された移行

第2約束期間までCDMを運用することは必須である。しかしながら、その後CDMを継続するかどうか、どの要素をどの程度パリ協定に基づく運用に適用、組み入れるかは検討すべきである (ノルウェー)

###### クレジットの使用

CDMの様な既存メカニズムの下発行されたクレジットは、第6条4項のメカニズムに組み入れるべきである (交渉官によるアフリカグループを代表してマリ、ブラジル)

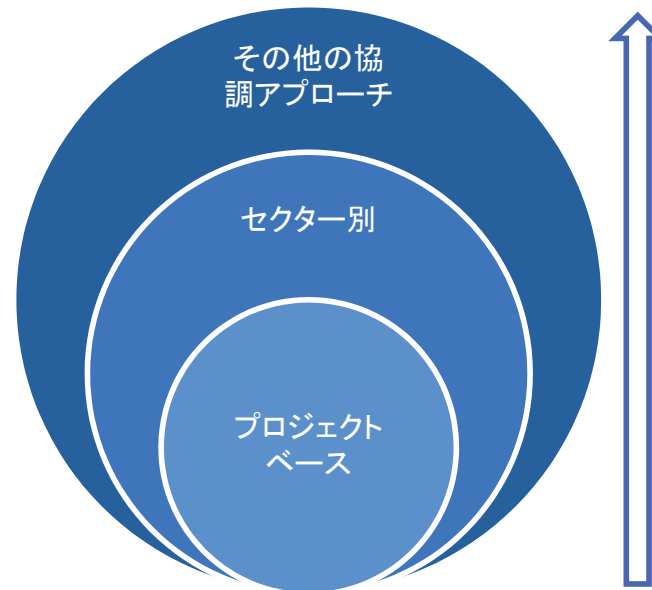
##### 途上国への支援

- 適用に関する支援は適用基金を通じて実施されるべきである (インドネシア)
- 熱帯林生態系の保護、貧困撲滅に向けた戦い、地域住民および先住民の生活レベルの向上を確かなものにするため、相当な量の資金源を分配する (COMIFACを代表してコンゴ)

## 3-2 メカニズムの活動の範囲

### プロジェクト活動の幅

- 第6条4項のメカニズムの活動範囲は広く設定し、セクター別の活動やその他の協調アプローチも含むべくプロジェクトベースのクレジット活動を超えるべきである (南アフリカ、交渉官によるアフリカグループを代表してマリ、ノルウェー、ニュージーランド)
- メカニズムは、時間と共にプロジェクトベースからより広範なアプローチへと移行することを目指すべきである (ノルウェー)
- メカニズムは、潜在的な小・中規模のプロジェクトおよびイニシアティブの潜在的な参加へのアクセスを促すべきである (LMDCを代表してエクアドル)



### REDD+活動を含むかどうか

- おそらく含む → メカニズムの活動範囲は、REDD+活動を含むかも知れない (ノルウェー)  
含まない → REDD+ 活動は適格ではない (ブラジル)

### 方法論

- メカニズムの活動範囲は、正確な方法論の必要性を言及する (ブラジル、AILACを代表してコスタリカ)
- 方法論は、CDMIに適格な方法論と同じとすべきである: 大規模、小規模、新規・再植林および炭素回収貯蔵 (ブラジル)
- メカニズムは、必要な変更を加え、CDMの下開発された全ての方法論を受け継ぐべきである (ブラジル)

### 3-3 規則、手順及び手続き

#### メカニズムの設計に関する規則

##### 特徴

- メカニズムの規則は、第6条4項に含まれる原則と要件に基づくべきである(環境十全性、二重計上の防止、厳格な算定規則)(南アフリカ)
- 規則は、ガバナンスおよび実施体制、ベースライン・期間・目標に関する技術ガイドライン、パイロットとなる活動に要する能力開発を進めるための資金媒体の特定(チュニジア)

##### 京都メカニズムから得た教訓

- 規則は、京都議定書の柔軟性メカニズムから得た教訓を基本として作成することが可能である(AILACを代表してコスタリカ)
- CDM-EBが採択したものを含めて、CDM及びその他の関連する決議に関する手順及び手続きは、メカニズムの手順及び手続きに組み込まれるべきである(ブラジル)

#### 規則における優先的事項

実用的かつ費用効果の高い規則

(シンガポール)

特に脆弱な途上国に対する適応基金

(南アフリカ、交渉官によるアフリカグループを代表してマリ、COMIFACを代表してコンゴ)

入手可能で最良の技術を促進する

(EU及びそのメンバー国を代表してスロバキア)

#### 測定、報告、検証に関する規則

- グローバル・ストックテイクとの重複を避け、メカニズムの成果に対して定期的なレビュープロセスを設立する(LMDCを代表してエクアドル)
- 測定・報告・検証及び算定に関する共通の規則一式を含む(チュニジア)
- CMP/CMEに雇用された独立した外部のM&E(モニタリング及び評価)機関によって、メカニズムの取り締まり機関・手順及び成果を定期的に毎年M&Eする規則を設置する(エチオピア)
- クレディティング・メカニズムは、プロジェクト手続きを採択すべきである(環境十全性グループ)

## 3-4 メカニズムのガバナンス

### 管理機関の中央集権化とその他の特徴

- 国際的なレベルでの中央集権化が必須である (南アフリカ)
- 管理機関は優良な技術的専門性が必要である (南アフリカ)
- 管理機関は政治的というよりも技術的であるべきである (インドネシア)
- 管理機関の明確な役割、その任務、支援機関に対する優位性のレベル、資金の執行機関に対する管理機関の支配の可能性を防止する方法等 (エチオピア)

### CDMとの類似性



#### CDMに似ている点

- 手続きに関する規則、行動綱領およびパネルや作業部会のためのガイドラインを含めて、管理機関は、CDM-EBに似ているべきである (ブラジル)
- CDMと同じ様に、メカニズム下の活動は、理事会による最終的なクレジット発行の前に、指定国家機関による国家承認、指定運営組織による有効化審査、理事会による登録、開発者によるモニタリング及び指定運営組織による検証の対象となるだろう (ブラジル)



#### CDMとは異なる点

- メカニズムは、CDMあるいはJIの完全なる“切り貼り”ではないのだから、実質的な相違が期待されるべきである (ニュージーランド)
- パリ協定で述べられている指定運営組織は、CDM下のそれとは異なる (エチオピア)
- 指定運営組織の認証の標準及びパリ協定に特化した指定運営組織の雇用日に関する新しい規則 (エチオピア)
- モニタリング手法、報告及び緩和成果の検証に向けたメカニズム下のアプローチは、CDM下のそれとは異なるべきである (日本)

### 3-5 総体的な緩和及び環境十全性

#### 世界の排出量における総体的な緩和

緩和に関する野心を高めるために使われるべきであり、パリ協定に基づく独自の国内努力に対して補完的であるべき

(交渉官によるアフリカグループを代表してマリ、LMDCを代表してエクアドル、ブラジル)

メカニズムの活用は、京都議定書下の公約よりも、より高い野心を確かにしなければならない

(LMDCを代表してエクアドル)

削減量が、BAU(何もしなかった場合)を上回る保守的なベースライン及び参照レベルの活用

(ニュージーランド)

メカニズムからのユニットの国際転用は、ホスト締約国のインベントリーの対応する調整にはつながらない

(ブラジル)

#### 環境十全性

世界レベルで環境十全性に関する要件を設定する必要がある

(インドネシア、ブラジル)

プロジェクトの第三者機関による検証、国家台帳及び専門家による報告書の毎年の検証が必要である

(ロシア)

メカニズムの理事会によって管理される認証排出削減量の登録簿

(ブラジル)

国際的に受け入れられた方法論のみ使用可能とすべきである

(環境十全性グループ)

### 3-6.二重計上の防止

#### 優先課題

緩和成果あるいは排出量削減に  
結び付く活動の包括的な計上お  
よび記録

(EIG)

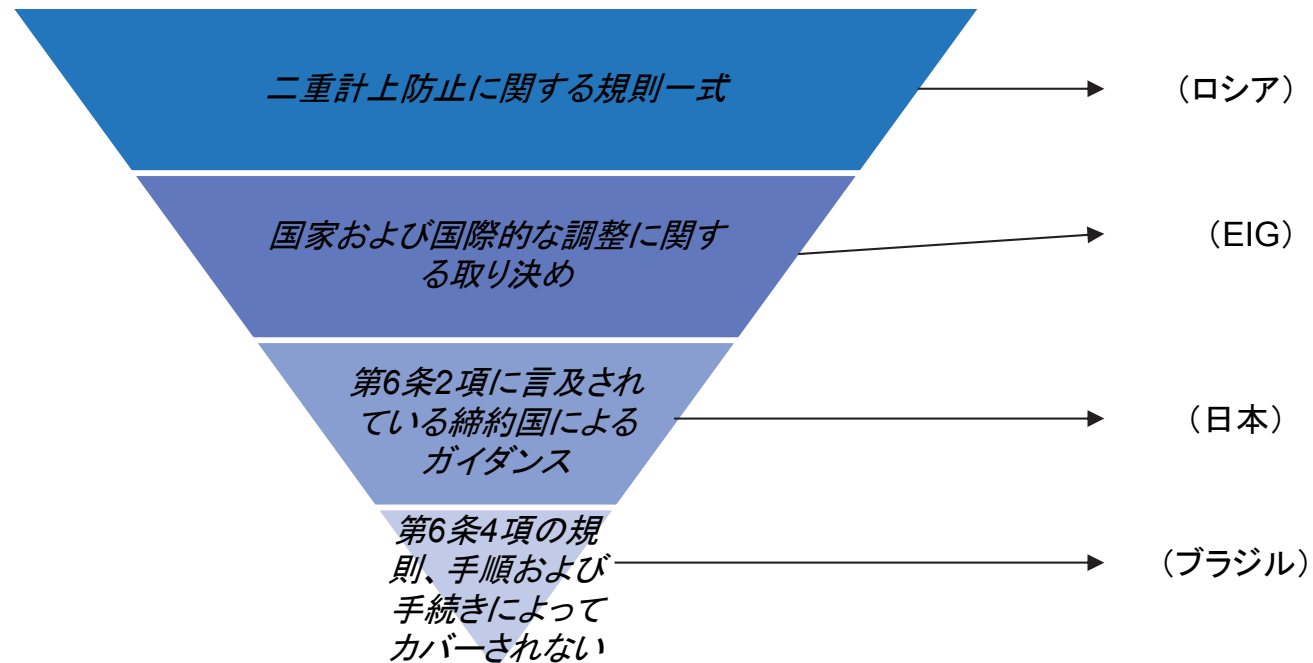
必要とする途上国において、  
GHGインベントリーおよびMRV  
のための枠組みを設立するた  
めの世界的な努力を強化する

(EIG)

ユニット移転の記録に関する規則  
は、ホスト国から投資国への移転  
についてカバーすべきである

(ロシア)

#### 二重計上に関する手順はどのように定められるべきか？



## 3-7. 締約国による排出削減量の使用

### クレジットまたはユニットの使用に関するオプション

メカニズムの下発行されたクレジットは、もう一方の締約国によってその締約国のNDC達成に向けて使用できる。

(AGNを代表してマリ、LMDCを代表してエクアドル、ブラジル、ニュージーランド)

気候ファイナンス、企業の社会的責任およびポジティブ・プライシング等に対する支払いツールとして、法的遵守に使用できる。

(EIG、ブラジル)

個々のプロジェクトで発行されたユニットをどのように使用するかは、プロジェクト活動参加者に委ねられている。

(ブラジル)

### クレジットの管理に関するオプション

国家登録簿の設立および国際移転ログの操作に要する費用は、附属書 I 国のみによって負担されるべきではない。

(日本)

クレジットが第二の締約国へ移転された場合、ホスト国はその緩和便益を有するものの、そのクレジットを自身のNDC達成に向けて計上すべきでない。

(ブラジル)



## 3-8.持続可能な開発の推進

### 持続可能な開発の決定

持続可能な開発に関する検討は国家の特権であり、したがって、UNFCCC下の多国間分析の対象とすべきではない。

(南アフリカ、ブラジル、EIG)

### 持続可能な開発の定義

社会経済的な発展は、新規で追加的な投資、ファイナンス、技術移転および導入、雇用機会の創造、生活レベルの向上等を意味し得る。

(ブラジル)

### ホスト締約国による確認

ホスト国は、メカニズム下実施される活動に伴う持続可能な開発との適合性を確認しなければならない。

(ブラジル、EIG)

### 3-9.プロジェクト参加の強化

#### 締約国からのインセンティブ

締約国は、公衆、他の締約国、潜在的な投資家に対して、自身の参加と権限に関する情報を発信すべきである。

(ニュージーランド)

私的な機関によるGHG排出量緩和への参加は、締約国のNDCsの枠組みにおいて承認されるべきである。

(LMDCを代表してエクアドル)

#### 事業枠組みからのインセンティブ

民間セクター、市民社会および政府に向けた従来のCDMイニシアティブ並びにメカニズムの文脈の中で、非国家ステークホルダーに向けた他のインセンティブを拡張できるであろう。

(ブラジル)

適格性要件は、出来る限り公開されるべきである。

(ブラジル)





環境省地球環境局地球温暖化対策課  
市場メカニズム室

100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

URL: <http://www.env.go.jp/>



公益財団法人 地球環境戦略研究機関  
気候変動とエネルギー領域

240-0115

神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

EMAIL: [mm-info@iges.or.jp](mailto:mm-info@iges.or.jp)

URL: <http://www.iges.or.jp/jp/climate-energy/index.html>

©環境省 2017年

本書は環境省による「平成28年度二国間クレジット制度の効率的な実施のためのMRV 促進支援事業委託業務」の一環として公益財団法人地球環境戦略研究機関より発行されています。

掲載した情報に間違いがないよう最大の努力をしていますが、編者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。